

セルフメディケーション税制 (医療費控除の特例)

平成29年10月16日(月)
経営支援セミナー2017
常駐事務所

Q1. 従来の医療費控除(原則)とは？

1/1から12/31までの間に支払った「医療費」の内、
一定金額を所得税・個人住民税の「所得控除」とする制度です！

・対象となる「医療費」

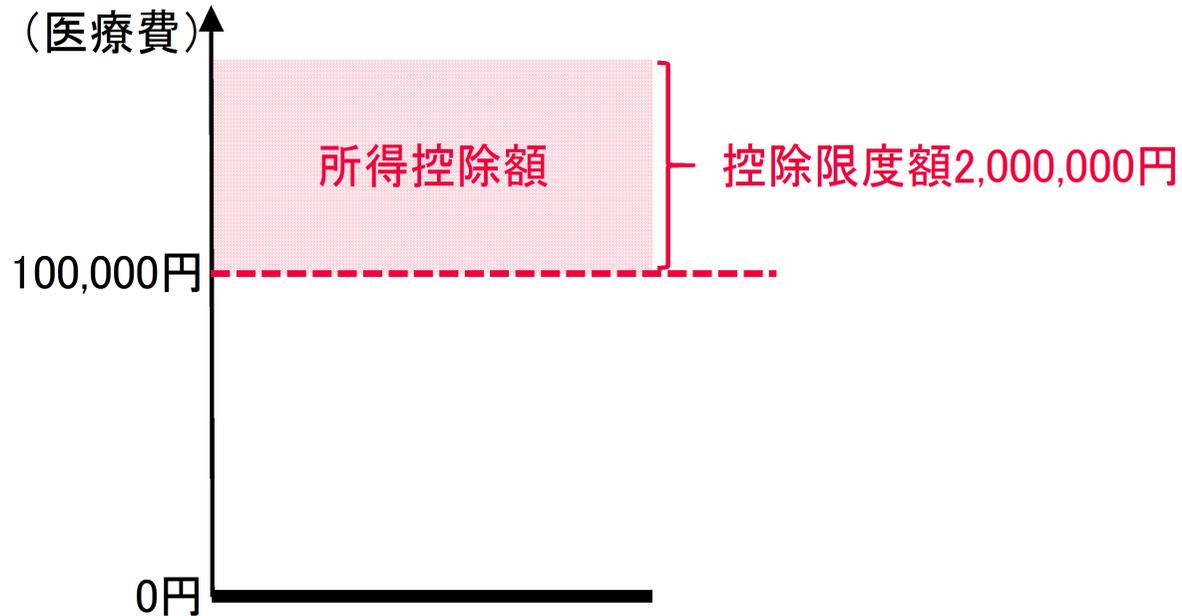
医師又は歯科医師による診療費又は治療費
治療又は療養に必要な医薬品の購入費
入院費・手術費 等
「治療行為」であること（「予防行為」は対象外）
配偶者や親族（生計を一にする）の分も含む

・所得控除額

右図参照

・確定申告のみ適用

年末調整による適用不可



※総所得金額等が200万円未満の方は、総所得金額の5%の金額が基準

※保険給付金や一時金は、医療費から控除

医療費控除が身近になり、適用しやすくなりました！

< 医療費控除(原則) > < 医療費控除(特例) >



治療



予防

選択

予防活動をしている人が、一部の市販薬を購入した際に、所得控除を受けられるようになりました！

・「セルフメディケーション」の環境整備

「セルフメディケーション」= 自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること(世界保健機関)

・健康維持増進や疾病予防(予防活動)をしている人にも医療費控除を適用

・「スイッチO T C 医薬品」の使用推進

・医療現場の負担軽減、国の医療財政適正化

Q2. 医療費控除(特例)とは？

1/1から12/31までの間に支払った「スイッチO T C 医薬品購入費」の内、一定金額を、所得税・個人住民税の「所得控除」とする制度です！

・対象となる「スイッチO T C 医薬品購入費」

Q3.参照

・所得控除額

右図参照

・「一定の取組」を行っている必要

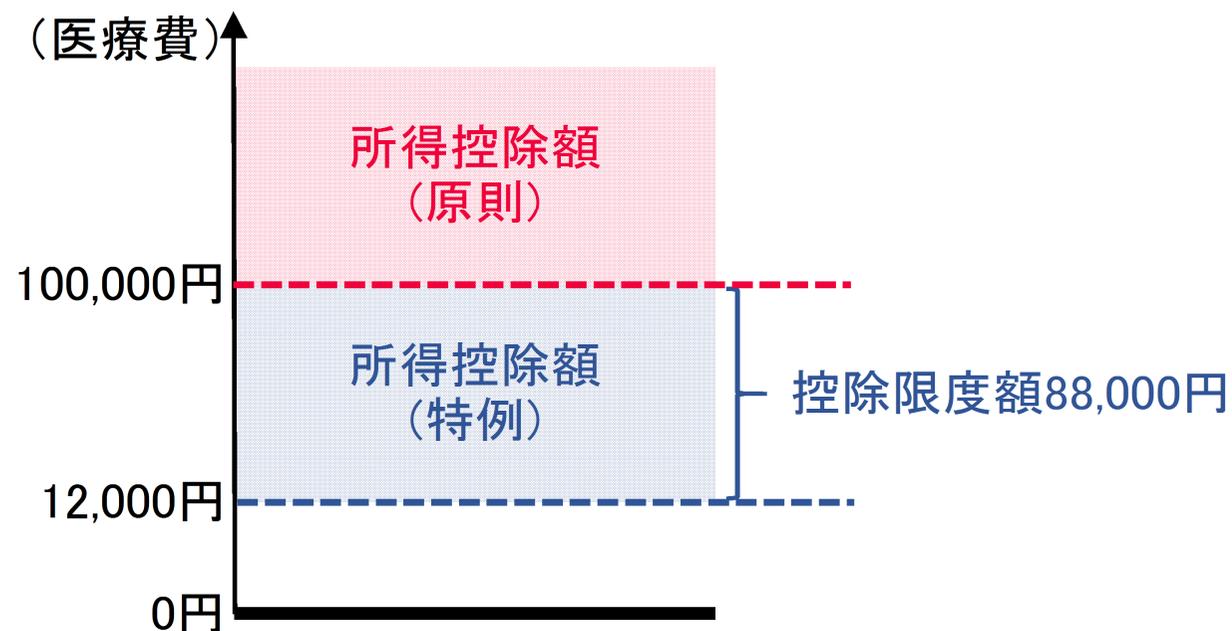
Q6.参照

・確定申告のみ適用

年末調整による適用不可

・平成29年1月より適用

平成29年分所得税・個人住民税確定申告より適用



Q3. 「スイッチOTC医薬品」とは？



処方箋無しにドラッグストア等で購入できる、医療用医薬品の成分を含んだ医薬品です！

- ・医師によって処方される医薬品（医療用医薬品）から、ドラッグストア等で購入できる医薬品（OTC医薬品）に転用（スイッチ）された医薬品
ダイレクトOTC医薬品は対象外
- ・スイッチOTC医薬品としての有効成分が定められており、厚生労働省HPに具体的な品目（医薬品名・製造販売者名・成分）がリスト化（2ヶ月に1回更新予定・平成29年8月18日現在1,636品目）
- ・対象医薬品については、パッケージに**識別マーク**が掲載
識別マークの掲載に法定義務はないため、掲載されていない対象商品もあるが、概ね掲載

セルフメディケーション

税 控除 対象

Q4. 「スイッチOTC医薬品」購入費用の証明方法は？



確定申告書提出の際に、「領収を証する書類」を添付又は提示する必要があります！

・「領収を証する書類」は、以下の事項が明記されている領収証(レシート)

商品名

金額

当該商品がセルフメディケーション税制対象商品である旨

販売店名

購入日

手書きの領収証の場合は、記載漏れがないかを特に確認する必要
サンプル[【参考資料】](#)参照

Q5. 「スイッチOTC医薬品」に関する注意点は？



主な注意点は以下のとおりです！

- ・通信販売等で購入した場合、自宅のプリンタで出力した領収証等を証明書類として確定申告書に用いることはできないため、通信販売の会社等に対して証明書類の発行依頼が必要
- ・施行日が平成29年1月1日のため、平成28年12月31日までに購入した分は含まれない
- ★・ドラッグストア等で一律〇%引きセール等がされている場合やポイントを使用した場合、割引後の価額が対象額
- ★・配偶者や親族(生計を一にする)に係る「スイッチOTC医薬品」の購入費用も含まれる
- ・「スイッチOTC医薬品」購入費用の内、「治療」のために購入したものは、医療費控除（原則）の医療費にも含まれる
- ・夫婦等で「原則」と「特例」をそれぞれに分けて適用することも可能

Q6. 「一定の取組」とは？



自ら、「健康保持増進・疾病予防」＝「予防活動」をしているということです！

・「一定の取組」は、次の から のいずれか

保険者（健康保険組合、市町村国保等）が実施する健康診査

【人間ドッグ、各種健（検）診等】

市町村が健康増進事業として行う健康診査

【生活保護受給者等を対象とする健康診査】

予防接種

【定期接種、インフルエンザワクチンの予防接種】

勤務先で実施する定期健康診断

【事業主検診】

特定健康診査、特定保健指導

市町村が健康増進事業として実施するがん検診

Q7. 「一定の取組」の証明方法は？



確定申告書提出の際に、「取組を行ったことを明らかにする書類」を添付又は提示する必要があります！

・「取組を行ったことを明らかにする書類」は、Q6の から に関する書類

例) 予防接種の領収証

健康診断の結果通知書 等

領収証の場合は「原本」

結果通知書の場合は「コピー」可（結果部分は不要のため、黒塗りや切取りが必要）

具体的な提出資料【[参考資料](#)】参照

Q8. 「一定の取組」に関する注意点は？



主な注意点は以下のとおりです！

- ★ Q6の から の内、いずれか1つを受けていればよいため、全てを受ける必要はなし
 - ・任意に受診した健康診査（全額自己負担）は、対象外
- ★ 市町村が自治体の予算で住民サービスとして実施する健康診査は、対象外
 - ・健康診査等の結果により、要再検査や要精密検査等と判断されて受けた検査等は、対象外
「治療」の範囲になるため、当該検査費用は、医療費控除（原則）の医療費の対象
- ★ 確定申告をする人が「一定の取組」を実施していることが必要
 - 配偶者や親族者（生計を一にする）が「一定の取組」を行っている必要はない

診療費・治療費・医薬品費の領収証に加え

ドラッグストア等の領収証の保管

もお願い致します！



予防接種・検診・健診の

領収証・結果通知書の保管

をお願い致します！

医療費控除適用にあたり

有利判断(原則？特例？)

が必要となりますので是非ご相談下さい！

